

事前研修体験記

セイカ法律事務所
弁護士 星野峻三（66期）

私は、司法試験に合格後、司法修習が始まる前の11月に、関大法曹会の事前研修としてウェルブライト法律事務所に1日、上原綜合法律事務所に3日間お世話になり、先生方にご指導いただくことができました。

ウェルブライト法律事務所では、相談者の了解を得て法律相談に同席し、先例のない法的手続の可否について調査及び報告することまでさせていただき、上原綜合法律事務所では、内容証明の起案方法や遅延損害金の計算等、賃貸借契約終了後の建物明渡請求事件についてご指導いただきました。

両事務所での事前研修を通じて、司法修習までの準備・心構えだけでなく、弁護士としての姿勢・心構えまでもご指導いただき、司法修習が始まる前に実務を強く意識することができました。

私の場合は、事前研修に加えて、現在、関西大学法科大学院の教授である尾島史賢弁護士に対して個別に事務所を見学させていただきたい旨のお願いをし、合格前に事務所見学をさせていただきました。そのようなご縁もあって、尾島弁護士の事務所で弁護士としてのキャリアをスタートすることになりました。

私と同じように個別に事務所見学等をお願いすることもいいとは思いますが、事前研修を活用することで多くの先生方にご指導いただく機会を得ることができますので、積極的に参加してほしいと思います。

以上